

## 「手話通訳者」と 「要約筆記者」の 役割とは？

聴覚に障害のある人は、全国に約29万人います。聴覚に障害がある方たちは、音声による意思疎通が困難です。

生活、医療、地域、社会参加などのさまざまな場面で、聞こえない方と聞こえる方がお互いコミュニケーションを取れるように、支援します。

聴覚障害者が住み慣れた地域で積極的な社会参加ができるよう、行政が手話通訳及び要約筆記派遣事業を行なっています。



## 「手話通訳・要約筆記派遣事業」 実施市町一覧

### 【手話通訳派遣事業 実施市町】

いなべ市	桑名市	四日市市
鈴鹿市	亀山市	名張市
伊賀市	津市	松阪市
伊勢市	鳥羽市	志摩市
尾鷲市	熊野市	
木曾岬町	東員町	菟野町
朝日町	川越町	多気町
明和町	玉城町	度会町
大紀町	紀北町	

### 【要約筆記派遣事業 実施市町】

いなべ市	桑名市	四日市市
鈴鹿市	亀山市	名張市
伊賀市	津市	松阪市
伊勢市	鳥羽市	志摩市
尾鷲市		
木曾岬町	東員町	菟野町
朝日町	川越町	多気町
明和町	玉城町	度会町
大紀町	紀北町	

## 手話通訳・要約 筆記って・・・ なんだろう？

聴覚障害を持つ皆さまへ



三重県聴覚障害者支援センター



## 手話通訳・要約筆記

### ●手話通訳とは

日本語を手話に置き換えたり、手話を日本語に置き換えることで、聞こえない方と聞こえる方の、お互いの意思疎通支援を行います。

### ●要約筆記とは

聞こえない方と聞こえる方のお互いの意思疎通のために、話の内容を文字にして伝えることです。話すスピードは書くスピードより速いため、全てを文字化はできないので、話の内容を要約しつつ、筆記します。その方法は「手書き」「パソコン」と2つあります。

## 手話通訳・要約筆記派遣の流れ

⑤手話通訳または要約筆記者を派遣します。



④依頼者へ派遣する手話通訳または要約筆記者の名前を連絡します。



①市・町の福祉担当窓口にお問い合わせ、派遣窓口に派遣依頼をします。



②派遣担当者が日時や場所、内容、資料などを確認します。



### 【守秘義務】

手話通訳者及び要約筆記者には、その業務上知り得たプライバシーや事柄については絶対に外部に漏らすてはならないという、厳しい守秘義務が課せられています。

③手話通訳または要約筆記者を調整し、決定します。調整から決定まではだいたい2週間かかります。



手話通訳または要約筆記者の派遣を依頼したい方は、あなたの住んでいる市・町の福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。